

(別紙)

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月26日

坂祝町長 南山宗之



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

坂祝町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年12月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 3経営体

個人 22経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸しつける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・今後は、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への農地の集積・集約を進め牛の飼養頭数増加に必要な飼料作物の作付け面積の拡大を図る。